

\* 正本1部・副本1部 \* 申請代理人において下記事項を確認のうえ正本に添付のこと

自己居住用				申請書 添付書類	摘 要
自己業務用					
自己業務用 (1 以上)		その他			
				申請書	正副とも朱肉で捺印(実印)
				法第34条各号に関する図書	市街化調整区域での申請の場合 正本に要否判定書及び別紙意見の写しを添付 開発審査会に付議・報告する必要がある場合は、本申請と同時に開発審査会資料も提出して下さい(開発審査会資料作成要領参照)
				開発区域名称一覧表	地番の若い順に記入
				申請者の印鑑証明書	受付日より3ヶ月以内のもの 原本を正本に添付
				申請者の代表者事項証明書	法人の場合 受付日より3ヶ月以内のもの 原本を正本に添付
				委任状	受任日・受任者の住所・氏名(注1)電話番号を記入 開発者は実印を捺印のこと(副は写し可)
				設計者の資格に関する申告書	・開発面積10,000㎡以上の場合 ・1,500㎡以上の盛切土の行為がある場合 ・擁壁の高さが5mを超える場合
				設計説明書	
				公共施設一覧表	従前の公共施設一覧表も添付
				法第32条同意書等	原本を副本に、写しを正本に添付
				水利権者の同意書	原本を副本に、写しを正本に添付
-	-			申請者の資力及び信用に関する申告書	
				申請者の誓約書 (暴力団等に該当しない旨の誓約書)	原本を正本に添付 住民票 原本を副本に、写しを正本に添付 (申請者の代表者事項証明書に住所の記載がある場合は除く)
(※1)	(※1)			申請者の納税証明書	直近の2ヶ年分・原本を正本に添付 個人の場合・市府民税 法人の場合・法人市民税
(※2)	(※2)			申請者の残高証明書	原本を正本に添付
-	-	-		申請者の宅建業免許書の写し	分譲の場合
(※1)	(※1)			資金計画書	
(※1)	(※1)			工事施行者の施行能力に関する申告書	土木工事業等が認可されていること
(※1)	(※1)			工事施行者の建設業許可証明書の写し	土木工事業等(許可は5年更新です)
				権利者の同意書	受付日より1年以内のもの 原本を副本に、写しを正本に添付(実印)
				権利者の印鑑証明書	同意日より1ヶ月以内のもの 原本を正本に添付
				権利者の代表者事項証明書	法人の場合 同意日より1ヶ月以内のもの 原本を正本に添付
				その他の同意書	内容により周辺の居住者等の同意が必要な場合
				地籍図	里道は赤色、水路は青色、開発区域は黄色に着色
				登記全部事項証明書	受付日より7日以内のもの原本を正本に添付
				境界確定通知書(官民)	朱線記入の写しを添付(受付時に原本をお持ち下さい)
				都市計画施設明示書	朱線記入の写しを添付
				占用許可書等	開発許可までに確認の必要な手続きがある場合
				現況写真	開発区域を朱線で囲み、撮影方向が判断できること
-				工場危険物調書	工場の場合
				給水装置工事等事前協議承認書の写し	
-			-	法人の登記全部事項証明書	自己業務用の開発の場合

(※1) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要するものは添付が必要です。

(※2) 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を要するもので、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超える場合は添付が必要です。

添付図面	摘 要																
開発区域位置図	1 / 2 5 0 0 ・方位 開発区域を着色																
現況平面図、現況断面図	開発区域を朱線で囲み、開発区域内及び周辺の公共施設を記入 公共施設一覧表に合わせ、人孔番号を記入 道路名称及び幅員を記入（境界確定通知書(官民)との整合) 樹木若しくは樹木の集団及び表土の状況は、規模が1ha以上の開発行為について記載																
土地利用計画図	開発区域を朱線で囲み、すべての辺長寸法を記入 公共施設及び開発許可基準に基づく緩衝帯の位置及び形状を明記 建築物は外枠のみを表現 擁壁の位置・構造種別・高さを記入、樹木又は樹木の集団の位置及び形状を記入 下記の表1に基づき土地利用区分等（工区設定がある場合には工区別も）を表現  (表1) 開発の概要 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td colspan="2">開発区域の面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公共施設用地の面積</td> <td>道路</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>公園・緑地・広場</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">敷地面積</td> <td>m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2">予定建築物等の用途</td> <td></td> </tr> </table> ※上記内容以外は、記載しないこと（他の計画図と兼用しないこと）	開発区域の面積		m <sup>2</sup>	公共施設用地の面積	道路	m <sup>2</sup>	公園・緑地・広場	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>	敷地面積		m <sup>2</sup>	予定建築物等の用途		
開発区域の面積		m <sup>2</sup>															
公共施設用地の面積	道路	m <sup>2</sup>															
	公園・緑地・広場	m <sup>2</sup>															
	その他	m <sup>2</sup>															
敷地面積		m <sup>2</sup>															
予定建築物等の用途																	
造成計画平面図	開発区域を朱線で囲み、切土部分を黄色・盛土部分を赤色に着色 法面の位置・その保護等、擁壁の位置・構造種別・高さを記入																
造成計画断面図	2.5Mメッシュ程度で現況地盤も表現(高低差がいちじるしい場合を除く) 切土部分を黄色・盛土部分を赤色に着色し、計画前後及び周囲の地盤高 及び法面の保護等、擁壁の位置・構造種別・高さを記入																
排水計画平面図	排水施設の位置、種類、材料、形状、流水方向を記入 公共施設一覧表に合わせ、人孔番号を記入																
給水計画平面図	給水施設の位置(引込管・メータ)、形状、寸法及び消火栓の位置を記入																
求積図	土地利用計画図の表1（上記記載）の土地利用区分等ごとのもの																
擁壁の断面図	1 / 5.0以上・各部寸法、勾配、前後の高低差を記入																
擁壁の構造図	配筋図、材料、設計条件を記入																
擁壁の配置図	伸縮目地（EXP・J）の位置、擁壁の底盤位置、土留めを兼ねる構造物（建築物基礎、地下車庫等） の位置を記入																
擁壁の展開図	伸縮目地（EXP・J）の位置、水抜き穴の位置を記入																
擁壁構造計算書	見え高1m以上の擁壁の場合																
道路（横）断面図	1 / 5.0以上・側溝・歩道及び舗装断面、道路境界線																
道路計画（縦）断面図	新設道路がある場合																
公園・街苑・緑化計画図	公園緑地整備課経路印のあるもの																
その他の必要図面	指示のあるもの																
その他の必要書類	土質調査資料、認定書、仕様書等																
登録簿用土地利用計画図	白黒コピー1部提出（その他（否自己用の開発）の場合は、土地利用計画図に排水施設の位置を追記したもの）																

(注1) 受任者の氏名を自署しない場合又は法人である場合は、記名押印をしてください。

\*上記の順でファイル編冊し、総量により適時分冊のこと。

## 開発行為許可申請書

※開発登録簿の番号 第 号

開発登録簿は、開発登録簿閲覧所で閲覧すること。  
(写しの交付を受けることができます。)

都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。 令和 年 月 日		※受付・手数料欄
堺市長殿 住所 許可申請者 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) (電話番号)		
開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者の住所 氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
	5 工事着手予定年月日	令和 年 月 日
	6 工事完了予定年月日	令和 年 月 日
	7 自己の居住又は自己の業務用か、否か	
	8 法第34条の該当号 及び該当する理由	
	9 その他必要な事項	
※ 受付番号	令和 年 月 日 堺宅地第 号	
※ 許可に付した条件		
※ 許可番号	令和 年 月 日 堺宅地第 号	

- 備考 1. 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第10条第1項の宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、本許可を受けることにより、同法第12条第1項の許可を受けたものとみなされます。
2. ※印のある欄は記載しないこと。
3. 「法第34条の該当及び該当する理由」の欄は申請に係る開発行為が、市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
4. 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法、その他の法令による許可・認可等を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。

※許可通知欄	堺宅地第 号 令和 年 月 日 堺市長 (印)
--------	----------------------------------